

令和7年陳情第40号
関係資料

私有地のベンチ設置を支援する制度を求める陳情 (品川区内のベンチ等設置状況について)

品川区では、高齢者や障害者などすべての人にやさしいまちづくりの一環として、平成8年度から歩道等に「しながわお休み石」を設置している。また、公園にも多数のベンチが存在する。

《しながわお休み石》

1. 品川区のベンチ等設置状況

(1) しながわお休み石設置数：285基

※同様のまちなかベンチ設置事例 (令和7年1月1日時点)

中央区 209基、新宿区 20基、墨田区 108基、

世田谷区 35基、杉並区 6基、豊島区 60基、その他の区はなし

(2) 区立公園および区立児童遊園のベンチ設置数：1,835基 (令和4年度時点)



《公園ベンチ》



2. 杉並区事業について

- (1) 制度概要 杉並区内の地域団体、民間事業者および区民が、区内の道路沿いの私有地（道路、公園、公共施設内は対象外）にベンチ・椅子を設置するにあたり、設置費用について5万円を上限として補助。
- (2) 留意事項 国産木材が使用されたベンチ・椅子であること。
申請者等により適切に管理が行われるものであること。
- (3) 実績 令和6年度8件

3. 区内にベンチ等を設置するにあたっての状況

- (1) しながわお休み石は、要望があり設置可能な場所には概ね設置されている。
- (2) 区内の私有地は建物が道路際まで建っていることが多く、適地を判断する必要がある。
- (3) 私有地に設置されたベンチ等は、所有者による適切な維持補修と安全面の管理が必要。